

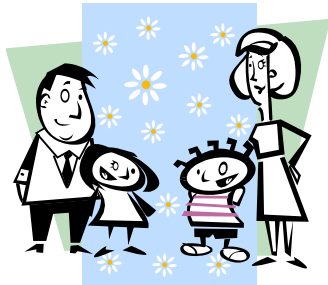
# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

相続争いを防ぐ……遺留分って何？ 遺言執行者って何？

## 嫁

ぐ娘に十分な持参金を与え、相続を放棄する旨の念書を書かせたので、これで私が死んだあと娘が相続する権利はなく、揉め事がおこる心配がない…とおっしゃる方がおられますが、

残念ながら法律上、相続分の生前放棄は認められておら



ず、娘さんが書いた念書は法的には何の効力もありません。したがって、いざ相続が開始されたときに、娘さんの気が変われば(ほぼ確実に変わります…)、相続争いがおこることは間違いないでしょう。

○では、争いを防ぐためにはどうすべきだったのでしょうか？ 法律で生前の相続放棄は認められていなくても、「遺留分」の生前放棄は認められています。遺留分とは、相続人に対し最低限確保しなければならない相続財産の一定割合をいい、兄弟姉妹(遺留分なし)以外の相続人は、法定相続分の2分の1(親は3分の1)となります。遺留分の放棄とは、この法的に認められた遺留分に相当する遺産を請求しないという意思表示ということになります。

○遺留分の放棄には、家庭裁判所の許可(遺留分放棄の許可の審判)が必要ですが、申立手続きは比較的簡単安価で、800円の収入印紙・連絡用郵便切手・戸籍謄本等を添付し申立(郵送でも可)を行うことができます。申立後、指定日に出頭し、面接(遺留分とは何か、放棄を受けるとどうなるか知っているか等の質問)を受ける等の調査があり、親が強要したと考え

られる場合や、一方的に不利益となる場合には認められませんが、合理性があれば許可を得ることができます。

つまり、相続後の争いを防ぐために法的に有効な方法は、娘さんに念書を書かせることよりも、遺留分放棄の申立をさせ、併せて遺言書において、娘さんの相続分がないことを明記すべきでした。

○遺留分の放棄が行われていても、遺言書が残されていないと、遺留分の放棄は相続の放棄ではありませんので、遺留分の放棄をした者も含めて遺産分割協議が必要となります。そのため、必ず遺言書を作成しておかなければなりません。(自分の思うとおりに相続財産の分配を、相続争いを生じさせることなくさせる究極的方法は、相続人全員に遺留分放棄の手続きをさせておいてから、遺言書においてゆっくりと分配を決めることでしょう)そして、遺言書に遺言執行者を指定しておくようにします。

○遺言執行者とは、遺言者が死亡したあと、遺言書に書かれている内容をそのとおり実行する者のことです。相続財産の管理・処分その他必要な手続きを行うことなどが仕事となり、相続人もその執行を妨げることはできません。遺言執行者は、未成年者・破産者を除き、相続人を含め誰でも遺言書の中で指定することができますが、遺言書の意思を正しく理解し、相続人の利害を調整しながら公平な執行を実行できる、信頼できる人物が望むべき条件といえるでしょう。

場合によっては、ビジネスとして行っているプロを指定するのも一つの方法ですが、多額の遺言執行報酬(信託銀行の場合最低157万5千円～、弁護士の場合100万円程度)を覚悟しなければならないのが難点です。